平成２３年（フ）第８号
長野県飯田市上殿岡341番地１
債務者　小野寺　章
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川敬子
４　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月23日午後２時20分
６　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第９号
長野県飯田市上殿岡341番地１
債務者　小野寺苑子
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川敬子
４　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月23日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１４号
新潟県柏崎市長峰町19番51号
債務者　丸田　英世
１　決定年月日時　平成23年３月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　船﨑　昌幸
４　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月13日午後１時10分
６　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
秋田県能代市鰄渕字鰄渕21番地５　スクウェア201号
債務者　藤田有紀子
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池条　有朋
４　破産債権の届出期間　平成23年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月９日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第７９４号
静岡県磐田市西貝塚3618番地３　カトレアⅢ―103号、旧住所静岡市駿河区西脇67番地の３
債務者　山本　秀利
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉山繁二郎
４　破産債権の届出期間　平成23年４月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月13日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２８号
奈良県橿原市白橿町５丁目１―３―204、住民票上の住所広島県福山市南蔵王町４丁目４番１―301号
債務者　泉岡　一宏
１　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡　耕一郎
４　破産債権の届出期間　平成23年４月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月14日午後１時10分
６　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２３０号
東京都武蔵野市西久保３丁目14番９―206号コリドー
債務者　横井　　孝（旧姓岩崎）
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内藤　　滋
４　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月12日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1189番地の14
債務者　櫻井　　満
１　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　　弦
４　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１１０号
兵庫県相生市向陽台18番８号、従前の住所兵庫県赤穂市古浜町109番地
債務者　阿部　豊子
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荻野　正和
４　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前10時20分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４６号
北海道士別市朝日町中央4029番地
債務者　浅利　　歩
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻本　純成
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月25日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８号
北海道旭川市永山６条６丁目10番12号
債務者　大谷　義隆
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月12日午後３時10分
５　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４８号
長崎県長崎市石神町37番４号　野口ハイツ201、旧住所長崎県長崎市泉１丁目12番32号レインボーヒルズ206
債務者　東江　恵美
１　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木下健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後１時15分
５　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
名古屋市西区稲生町字杁先2200番地の106
債務者　峯苫　　豊
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　玉田　　斎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１号
京都府舞鶴市字女布817番地の２
債務者　ひよ子こと木村淳道こと　白　　淳道
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係